



名 称 医療法人朗源会 おおくま病院  
 所 在 地 尼崎市昭和通2丁目12番8号  
 認 定 年 月 日 令和6年11月1日  
 認定の有効期限 令和9年10月31日



**兵庫県告示第1068号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
 令和6年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
洲本市
- (2) 調査を行った期間  
平成29年10月から令和5年3月まで
- (3) 成果の名称  
洲本市上内膳の一部（上内膳2-1）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
洲本市上内膳の一部
- (5) 認証年月日  
令和6年11月22日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
洲本市
- (2) 調査を行った期間  
平成29年10月から令和5年3月まで
- (3) 成果の名称  
洲本市上内膳の一部（上内膳2-2）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
洲本市上内膳の一部
- (5) 認証年月日  
令和6年11月22日
- 3 (1) 調査を行った者の名称  
相生市
- (2) 調査を行った期間  
令和3年6月から令和6年2月まで
- (3) 成果の名称  
相生市矢野町真広の一部地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
相生市矢野町真広の一部
- (5) 認証年月日  
令和6年11月22日
- 4 (1) 調査を行った者の名称  
丹波市森林組合
- (2) 調査を行った期間  
令和4年4月から令和6年1月まで
- (3) 成果の名称  
丹波市市島町上垣の一部（上垣I）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
丹波市市島町上垣の一部
- (5) 認証年月日  
令和6年11月22日

- 5 (1) 調査を行った者の名称  
加古郡稲美町
- (2) 調査を行った期間  
令和3年7月から令和5年3月まで
- (3) 成果の名称  
稲美町蛸草の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
加古郡稲美町蛸草の一部
- (5) 認証年月日  
令和6年11月22日



**兵庫県告示第1069号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和6年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	山羊
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	患畜 1頭
4 発生場所	淡路市
5 発生年月日	令和6年11月21日
6 その他参考となるべき事項	リアルタイムPCR検査により発見



**兵庫県告示第1070号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社ユタックス  
西脇市野村町201-1  
代表取締役 宇高 大介
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社ユタックス  
西脇市野村町201-1
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	19号ト 染色施設	
能	力	4 m <sup>3</sup> /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		9時～18時 8時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	4～5	4～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	170	200
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	130	155
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	40	60
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	24	27
	磷 含 有 量 (単位 mg/L)	0.9	1.3
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		3	4

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び汚濁負荷量に増減はなく、量が減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和6年12月6日から同月27日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び西脇市くらし安心部環境課

兵庫県告示第1071号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、令和6年12月16日から適用する。

令和6年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

表株式会社三井住友銀行の項中

「		同 尼崎支店	尼崎市昭和通	」
		同 塚口支店	尼崎市塚口町	

を

「		同 尼崎支店	尼崎市昭和通	」
---	--	--------	--------	---

に改める。

兵庫県告示第1072号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和6年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R06中播位置 0001号	6.11.25	揖保郡太子町馬場字樽丸61番1の一部	5.00	43.95

兵庫県告示第1073号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和6年12月6日

兵庫県北播磨県民局長 成田 徹一

- 1 重要調整池の所在地  
多可郡多可町中区奥中字奥北野980—25、多可郡多可町中区奥中字堀越979—1 他2筆
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
西脇多可行政事務組合	西脇市富吉南町262—1	西脇市長 片山 象三

兵庫県告示第1074号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年12月6日



2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
塔下土地改良区	洲本市五色町鮎原塔下879

3 指定する理由

洲本市五色町鮎原塔下地域内塔下川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第1078号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年12月6日

兵庫県淡路県民局長 川 井 史 彦

1 指定する貯水施設の所在地

南あわじ市八木養宜上866—1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
上八木土地改良区	南あわじ市八木養宜上919

3 指定する理由

南あわじ市八木養宜上地域内養宜川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第1079号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年12月6日

兵庫県淡路県民局長 川 井 史 彦

1 指定する貯水施設の所在地

南あわじ市福良甲388

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
長見山水利組合	南あわじ市福良甲907—1

3 指定する理由

南あわじ市福良甲地域内長見川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

**公 告**

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成20年兵庫県告示第917号（土砂災害警戒区域の指定）の一部及び令和2年兵庫県告示第401号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和6年12月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 改正しようとする区域の案

若杉(10)Ⅱ(123030024)の頁中別図24を次の図面のとおりに改める。

夏梅(2)(急) I-2(123030154)の頁中別図8を次の図面のとおり改める。  
 (これらの図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 改正の案の閲覧期間  
令和6年12月13日(金)から同月27日(金)まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
但馬県民局養父土木事務所管理課及び養父市役所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
但馬県民局養父土木事務所管理課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網揚320
  - (3) 提出期限  
令和6年12月27日(金)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年1月31日(金)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ヨッテ杭瀬  
 所在地 尼崎市杭瀬本町一丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江一丁目1番24号	久須勇介
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
(仮称) 駅の街杭瀬ショッピングセンター
    - イ 変更後  
ヨッテ杭瀬
  - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

名称	住所	代表者の氏名
阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江一丁目1番24号	藤原崇起
イ 変更後	住所	代表者の氏名
阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江一丁目1番24号	久須勇介
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

ア 変更前	住所	代表者の氏名
氏名又は名称		

株式会社甘露園	尼崎市浜三丁目2番10	田村 征介
佐藤 隆三	尼崎市東難波町四丁目19番25-203	
イズミヤ株式会社	大阪市西成区花園南一丁目4番4	坂田 俊博
外3者		
イ 変更後		
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	城戸 一弥
佐藤 隆三	西宮市高須町二丁目1-19-1-501	
イズミヤ・阪急オアシス株式会社	大阪市北区角田町8番7号	林 克弘
外3者		

4 変更年月日

令和6年3月31日ほか

5 届出年月日

令和6年10月16日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年12月6日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年4月7日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年12月6日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 大物グリーンプラザ

所在地 尼崎市大物町三丁目438番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

阪神電気鉄道株式会社

大阪市福島区海老江一丁目1番24号

久須 勇介

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

阪神電気鉄道株式会社

大阪市福島区海老江一丁目1番24号

藤原 崇起

イ 変更後

名称

住所

代表者の氏名

阪神電気鉄道株式会社 大阪市福島区海老江一丁目1番24号 久須勇介

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
--------	----	--------

篠原 徹	尼崎市杭瀬寺町一丁目7-8	
------	---------------	--

株式会社光洋	大阪市西区北堀江四丁目4番8号	豊田 靖彦
--------	-----------------	-------

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社光洋	大阪府茨木市横江二丁目7番52号	平田 炎
--------	------------------	------

4 変更年月日

令和5年4月1日ほか

5 届出年月日

令和6年10月16日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年12月6日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年4月7日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アマスタアマセン

所在地 尼崎市神田中通一丁目1番1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江一丁目1番24号	久須勇介
------------	-------------------	------

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江一丁目1番24号	藤原 崇起
------------	-------------------	-------

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江一丁目1番24号	久須勇介
------------	-------------------	------

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社クロスカンパニー	岡山市北区幸町2番8号	石川 康 晴
株式会社丸正洋品店	尼崎市神田南通三丁目83番4号	池 田 一 正
株式会社ブックファースト 外31者	大阪市北区芝田一丁目16番1号	木 村 繁

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ストライプインター ナショナル	岡山市北区幸町2番8号	川 部 将 士
株式会社丸正洋品店	尼崎市神田南通三丁目83番4号	池 田 昌 正
株式会社ブックファースト 外22者	大阪市北区芝田二丁目1番18号	佐 薙 大 輔

4 変更年月日

令和5年11月11日ほか

5 届出年月日

令和6年10月16日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年12月6日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年4月7日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**令和7年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修の研修生募集**

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、令和7年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修の研修生を次のとおり募集する。

令和6年12月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 募集人員

5名

2 申込資格

社会人、大学生、大学院生等（国籍は問わない。ただし、日本語による簡単なコミュニケーションが可能であること。）

3 研修内容及び研修期間

「景観園芸」又は「園芸療法」に関する課題解決のための研究・実践を行う。研修期間は、月単位で、1箇月から12箇月の間で選択する。

4 申込手続

(1) 提出書類

ア 研修受講許可申請書（本校所定の様式）

申込前3箇月以内に撮影した、縦4センチメートル、横3センチメートルの写真を申請書の所定の場所に貼り付けること。

イ 調査書〔希望理由及び専門研修の内容〕（本校所定の様式）

ウ 研修計画書（A4 横書き）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市神爪四丁目189番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市南駅前町26番地  
大和ハウス工業株式会社 姫路支店 支店長 戸松 広明
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和6年9月4日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-14号（6高砂）

**教育委員会公告****入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年12月6日

契約担当者

兵庫県立三木北高等学校長 吉田真治

- 1 調達内容
  - (1) 業務件名及び数量  
兵庫県立三木北高等学校普通科教育用コンピューター一式賃貸借
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期間  
令和7年3月31日（月）から令和12年3月30日（土）まで
  - (4) 業務を行う場所等  
兵庫県立三木北高等学校普通管理教室棟2階 PC教室等
  - (5) 入札方法  
上記(1)の件名について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
  - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。  
（入札参加資格審査窓口）  
兵庫県納入局物品管理課 電話（078）341-7711 内線4936
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

- (1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒673-0521 兵庫県三木市志染町青山6丁目25番地  
兵庫県立三木北高等学校 担当 来栖  
電話 (0794) 85-6781 F A X (0794) 85-6985  
電子メールアドレス tomoko\_kurusu@pref.hyogo.lg.jp

- (2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和6年12月6日(金)から同月16日(月)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

- (3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和6年12月26日(木) 午前10時から  
場所 兵庫県立三木北高等学校 応接室(兵庫県三木市志染町青山6丁目25番地)

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和6年12月25日(水)午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年12月25日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。なお、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第84条第1項第3号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期限までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。特に入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、月額を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオ

に違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 公安委員会告示

### 兵庫県公安委員会告示第290号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年12月6日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

#### 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

令和7年1月29日（水）から同年2月6日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

令和7年2月3日（月）から同月6日（木）までの4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和7年2月6日（木）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

#### 2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

#### 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規

則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

4 受講希望の申出の受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和6年12月10日(火)から同月12日(木)までの間(午前10時から午後5時まで)

(2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係において電話で受け付ける。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

5 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和6年12月18日(水)から同月24日(火)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで)

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(イ) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(以下「申込書」という。)1通

(ロ) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(イ) 申込書1通

(ロ) 指導教育責任者資格者証等の写し

## (7) 次に掲げるいずれかの書面

- a 3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
- b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
- c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
- e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## (4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

## 6 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受付後の受講手数料は、返還しない。

## 7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

## 8 その他

- (1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。
- (2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

## 9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
一般社団法人兵庫県警備業協会

## 10 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課  
電話 (078) 341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166